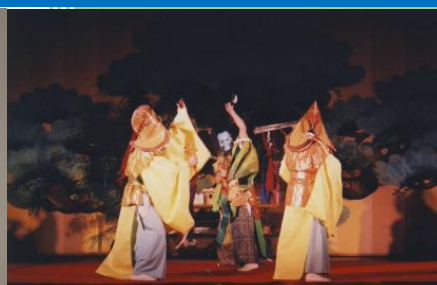


福島市文化振興計画（素案）



2025-
2029

目 次

第1章 策定にあたって

1. 策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画期間.....	3
4. 対象とする文化の範囲.....	4

第2章 本市の文化をとりまく動向

1. 人口減少・少子高齢化の進行.....	7
2. 自然災害への対応.....	7
3. 新型コロナウイルス感染症による社会変化.....	7
4. 情報通信技術の進展.....	8
5. 持続可能な開発目標（SDGs）への取組.....	8

第3章 本市の文化における現状と課題

1. 本市の文化.....	11
2. 本市の文化振興における課題.....	14

第4章 計画の基本的な考え方と施策の方向性

1. 本市が目指す文化のまちの姿.....	19
2. 基本理念.....	20
3. 計画体系図.....	21
4. 基本方針.....	22
5. 基本施策.....	23

第5章 計画の推進に向けて

1. 推進体制.....	33
2. 各主体に求められる役割.....	33
3. 進行管理.....	33

参考資料.....	35
-----------	----

第 1 章

策定にあたって

1. 策定の趣旨

本市では、福島市ならではの特色ある文化を守り、持続的に発展させていく取組を推進していくため、2023年（令和5年）1月に「福島市文化振興条例」（以下、「文化振興条例」という。）を施行しました。これにより、福島市らしい特色ある文化の継承と持続的な発展を図り、市民のふるさとへの愛着の醸成、文化が息づく心豊かな市民生活及び魅力あふれる地域の実現を目指しています。

文化芸術は、創造する力を育むとともに、感動や共感をもたらすことで、人と人との心を結び付け、相互に尊重し合い、多様性を認め合うことができる、心豊かな社会を形成するものです。

また、歴史文化は、私たちが住むこの地域の長い歴史の中で生まれ、人々の生活に密着して守られてきており、郷土への愛着と誇りの醸成につながるものです。

さらに近年、文化は観光やまちづくり、福祉、教育など様々な分野と連携することで、新たな効果や価値を生み出し、まち全体の活性化に資するものとしても注目されています。

文化振興条例においては、文化振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化振興計画を定めるものとしており、さらに、国では、2017年（平成29年）の「文化芸術基本法」の改正において、地方における文化芸術の推進に関する計画策定を努力義務としたところです。

このようなことから、福島市の総合的な文化振興に関する施策の基本的な計画として、「福島市文化振興計画」を策定するものです。

福島市文化振興条例 前文（令和4年福島市条例第38号）

私たちの文化は、この地ならではの自然や歴史、生活の中で育まれ、継承されてきました。

吾妻連峰と阿武隈高地に囲まれた県北地方の盆地に、阿武隈川が南北に流れ、そこに荒川や摺上川、松川などの清流が注いでいます。里山や扇状地には、桃源郷と称される花見山やくだもの畑に代表される花と緑の田園風景が広がり、盆地の中心部には山岳信仰の地であった信夫山があります。このような豊かな自然と美しい風景は、福島市規模の人口を有する都市としては稀有なものです。

この地では、縄文の精神を今に伝える通称しゃがむ土偶が出土するなど高い文化性を有する生活はるか昔から営まれており、平安時代には本市の地名を歌枕とした歌が遠い都でも多数詠まれています。江戸時代には奥州街道や阿武隈川を通じた人・物の流通の拠点として栄え、明治時代にかけて養蚕業が盛んになると、金融・経済の拠点として発展を遂げました。昭和以降は、果樹栽培へ転換が進む一方、県都や東北の玄関口としての都市機能を有し、さらに大学をはじめとする高等教育機関や美術館、図書館、音楽堂など多数の文化施設の集積もあり、県内の文化活動の拠点都市となっています。

このような中、現在は、先人たちのたゆまぬ努力によって発展・継承された多様な文化が、市民生活に根付いています。名誉市民である古閑裕而氏に象徴される音楽、花々を愛でる活動、地域に根差した祭りや伝統行事、地域特有の郷土食や旬を彩るくだもの、それぞれ特長をもつ温泉、城跡・遺跡をはじめとする歴史的資源など、これらは、本市が誇るべき特色ある文化です。一方で、近代の繁栄の象徴であった多くの歴史的建造物を失ってきたことは文化的損失であり、その反省を今後の文化振興に生かしていかなければなりません。

地域に根差した文化は、私たちの心と生活に安らぎや潤いをもたらすとともに、福島人としてのアイデンティティを確立し、私たちのふるさとを愛する心や創造力、多様性を尊重し認め合う心を養い、さらには魅力ある地域づくりの推進に寄与するものです。ここに、福島市ならではの特色ある文化を守り、持続的に発展させていく決意を共有し、その取組を推進していくため、この条例を制定します。

2. 計画の位置付け

（1）文化振興条例に定める文化振興にかかる計画

文化振興条例第8条では、市は、文化振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化振興にかかる計画を定めるものとされており、本計画が該当するものです。

（2）第6次福島市総合計画の個別計画

本計画は、第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョンの基本方針「3 次世代へ文化と環境をつなぐまち」 重点施策「（5）豊かな文化芸術の振興と発信」に関わる個別計画に位置付けられます。

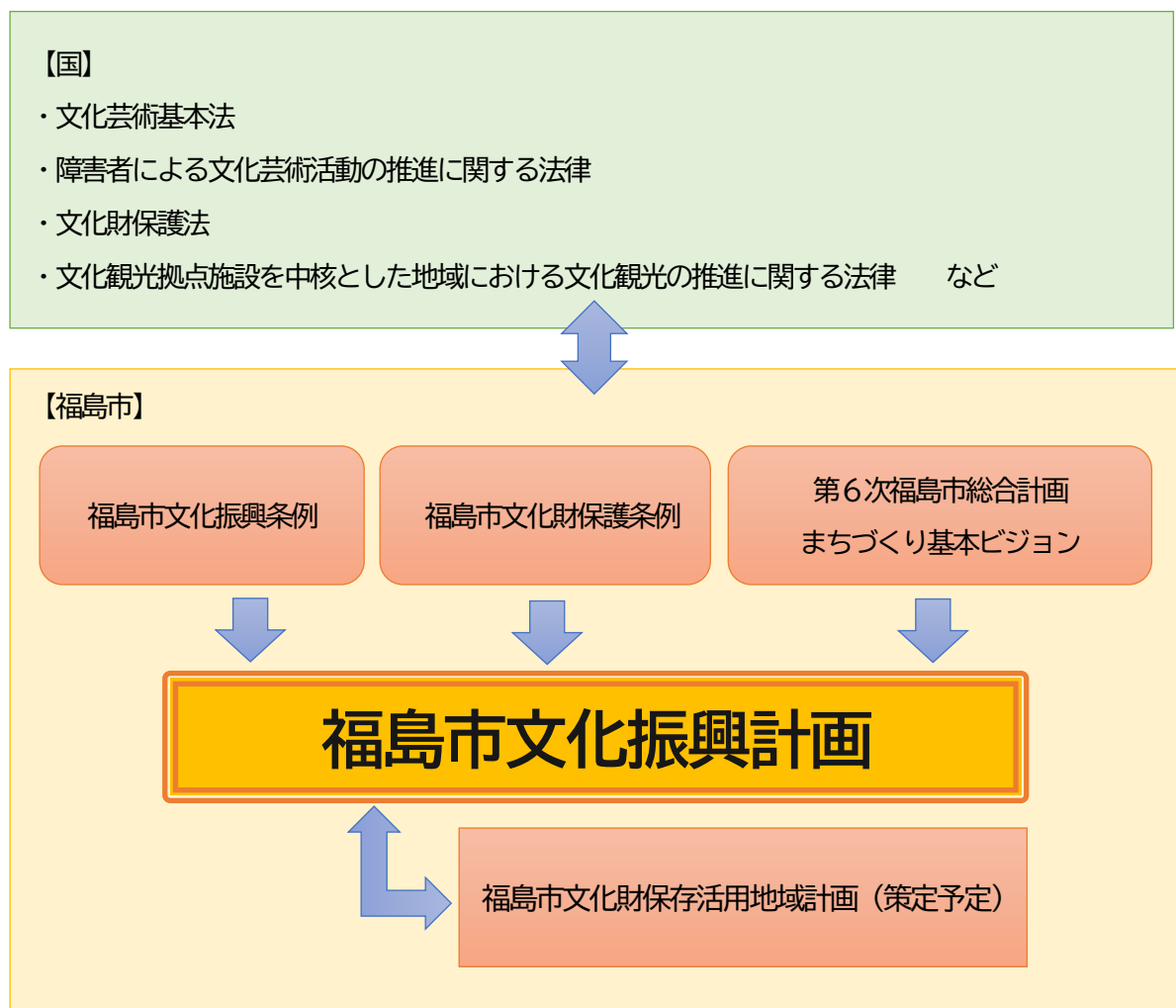
(3) 地方文化芸術推進基本計画

本計画は、文化芸術基本法第7条の2第1項において、国の文化芸術推進基本計画を参酌し、その地方の実情に即した文化芸術の推進について定めるよう努めることとされている「地方文化芸術推進基本計画」に位置付けられます。

(4) その他関係法令による位置づけ

本計画は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、文化財保護法ほか関係法令の趣旨を踏まえたものとします。

(図1) 関連する法律・計画



3. 計画期間

計画期間は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。

なお、社会経済状況や国・県の動向、次期福島市総合計画、市民ニーズの変化などを踏まえ、適宜、必要な見直しを行うこととします。

4. 対象とする文化の範囲

この計画における文化とは、文化芸術及び歴史文化を対象としています。

文化芸術とは、文化芸術基本法が対象とする芸術や芸能、生活文化、国民娯楽などをいいます。歴史文化とは、福島市文化財保護条例が対象とする有形・無形文化財、史跡、名勝などをいいます。

(表1) 文化の例

文化芸術	芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
	メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
	伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
	芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
	生活文化等	生活文化：茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化 国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽 出版物及びレコード等
歴史文化	有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、その他文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
	記念物	古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの及び庭園、峡谷山岳その他の名勝地で、美術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）植物（自生地を含む。）及び地質、鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの
	無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの
	民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
	伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

※例示されていないものを対象外とするものではありません。

第2章

本市の文化をとりまく動向

1. 人口減少・少子高齢化の進行

本市の人口は、2001年（平成13年）の298,319人をピークに減少傾向にあります。年齢構成では、年少人口（0～14歳）は年々減少する一方、老年人口（65歳以上）は年々増加し、2000年（平成12年）以降は老年人口が上回る状況となっています。

福島市人口ビジョン（2020年度改訂版）において、国立社会保障・人口問題研究所の推計手法に準拠し行った将来人口推計では、2040年（令和22年）には、人口が226,845人となり、年齢3区分別の割合は、年少人口9.7%、生産年齢人口49.2%、老年人口41.1%と推計されています。

2. 自然災害への対応

東日本大震災や2021年（令和3年）及び2022年（令和4年）に福島県沖を震源として発生した激しい地震は本市にある文化関係施設にも被害をもたらし、2019年（令和元年）の東日本台風では大雨特別警報が発表され記録的な豪雨となるなど、大きな被害をもたらされています。

このような頻発化・激甚化する様々な自然災害リスクに対応し、地域の文化財を守っていくため、防災・減災の取組、災害発生時の体制整備等の事前の備えが重要となっています。

本市では、東日本大震災と原発事故以降、市民の安心安全の確保を図るため、国や県の支援を活用しながら、様々な復興事業に取り組んできました。今後も、「福島」の名を冠する県都の責任として震災の記憶と教訓を次世代へ継承しながら、新ステージを目指す施策に取り組み、県全体の復興・創生を牽引することが求められています。

3. 新型コロナウイルス感染症による社会変化

新型コロナウイルス感染症の影響により、文化施設のほとんどが休館を余儀なくされ、芸術家や文化団体等にとっての活動の場が失われ、文化芸術に直接触れ親しむ機会が、数多く失われることとなりました。

一方で、デジタル化やオンライン配信等が推進される契機となり、文化芸術に触れる機会を提供する様々な工夫が生まれ、単なる文化施設等の代替にとどまらない、新たな価値を生み出すデジタルサービスが現れています。

本市においては、新型コロナウイルス感染症の拡大等で顕在化したICT化の遅れをはじめとする様々な課題を克服し、変化を取り入れ、多様性を生かすことにより、リスクに対する強

韌性を高めながら、本市の強み・特性などを生かした新たな発想による取り組みが求められており、ポストコロナ時代を見据えた未来を先取りする社会変革に取り組む必要があります。

4. 情報通信技術の進展

情報通信技術の急速な発展と普及は、人々の生活に大きな利便性をもたらしています。文化芸術分野は人前で歌や楽器を演奏したり、美術作品を直接鑑賞したりするなどアナログの側面が強い分野です。しかし、映像作品等デジタル作品の制作や文化財の保存・アーカイブ化等にデジタル技術が用いられ、イベント開催情報の発信手段としてウェブサイトやSNSが活用されたりするなど、情報通信技術も大いに活用されています。さらに、オンラインでの稽古・レッスンの実施や直接演奏を見ることが出来ない方向けに演奏の様子を動画で配信するなど、情報通信技術の活用の幅も広がっています。

5. 持続可能な開発目標（SDGs）への取組

SDGsとは、2015年（平成27年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本としてもその達成に向け、国や企業、自治体等の全ての主体が取り組むこととされています。

本計画は、特に「4 質の高い教育をみんなに」、「11 住み続けられるまちづくりを」の達成を目標に推進するほか、文化芸術の力が社会の様々な場面で発揮されることにより全てのゴールの達成の助力となることを目指します。



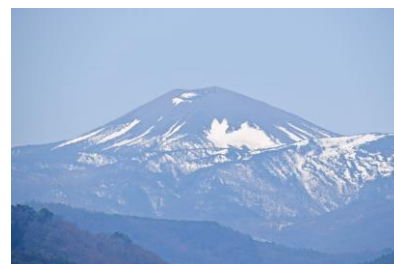
第 3 章

本市の文化における現状と課題

1. 本市の文化

(1) 豊かな自然に育まれる文化

福島市は、山々に囲まれた県北地方の盆地で、阿武隈川が南北に流れ、そこに14年連続で水質日本一に選ばれた荒川をはじめとした複数の清流が注いでいます。西にそびえる吾妻小富士の山肌には、雪解けの季節に「吾妻の雪うさぎ」が現れ、市民に春の訪れを告げてくれます。



▲吾妻の雪うさぎ

本市の気候は、盆地特有の夏は暑く冬は寒い寒暖差の大きい気候ですが、この寒暖差によって四季折々のおいしい果物が育ちます。なかでも桃は全国有数の産地であり、1世帯当たりの年間支出が全国1位（2023年（令和5年）家計調査）となっています。

春には、桃源郷と称される花見山をはじめ市内各所で花々が咲き誇り、市民は花めぐりを楽しめます。

また、年間を通じ駅前やまちなかで季節の花々で訪れた人をおもてなしするなど、花々を愛でる活動が盛んです。

盆地の中心部には山岳信仰の地であった緑豊かな信夫山が位置し、四季を通して市民の憩いの場となっているほか、それぞれ特長を持つ飯坂・土湯・高湯の三名湯があり、市民は気軽に温泉を楽しんでいます。

私たちは、こうした豊かな自然と美しい風景の中で暮らし、花々を愛でる、気軽に温泉を楽しむなどの特徴ある生活様式を育んできました。

文化的資源の例

●食

果物（桃、梨、りんご他）、世帯購入額の高い納豆

●生活様式

温泉を気軽に楽しむ生活、花々を愛でる生活

●豊かな自然

阿武隈川、荒川、松川、阿武隈峡、吾妻山、信夫山、千貫森、景観（田園風景・樹園地）、温泉（土湯・高湯・飯坂）など

(2) 受け継がれる伝統文化

私たちが住むこの地では長い時間をかけ様々な文化が生まれてきました。

五穀豊穡と無病息災を祈願する金沢の羽山ごもりや金沢黒沼神社の十二神楽、岡山の水かけ祭のほか、暁まいりや福島稲荷神社秋祭りの連山車などの祭礼神事、土湯伝統こけしや福島だるまなどの伝統技術・工芸、いかにんじんや凍み豆腐、ちまきなど各家庭で受け継がれる郷土食、その他様々な文化が生まれ、そして伝統として現在の私たちのまちに息づいています。



▲御山太々神楽

文化的資源の例

●祭礼神事

金沢の羽山ごもり、金沢黒沼神社の十二神楽、岡山の水かけ祭、大波住吉神社の三匹の獅子舞並びに鬼舞、御山太々神楽、暁まいり、福島稲荷神社秋祭りの連山車

●伝統技術・工芸

土湯伝統こけし、福島だるま、吾妻五葉松盆栽、刀鍛冶

●郷土食

いかにんじん、凍み豆腐、ちまき

など

(3) 文化施設と文化活動

福島市には、大学をはじめとする高等教育機関や県立美術館、音楽堂など多数の文化施設の集積があり、県内の文化活動の拠点都市となっています。

本市出身で、昭和を代表する作曲家の古関裕而氏のメロディーとその功績を継承するため、古関裕而記念館の運営をはじめ、古関裕而記念音楽祭の開催や古関メロディーを奏でるメロディーバスが運行されるなど、古関氏の音楽は市民に大変親しまれ、まちづくりに活かされています。

さらに、市内には、たくさんの文化団体やサークル、グループがあるほか、学習センター講座やカルチャー教室など学習の機会も多数あります。

多くの市民が、そのような文化活動に参加し、文化施設における芸術鑑賞の機会や発表など、多様な市民活動を展開し、生活の潤いにつなげ、充実感を味わいながらいきいきと暮らしています。



▲音楽堂
大ホールのパイプオルガン

文化的資源の例

●市内文化施設（文化振興課所管施設）

音楽堂、古閑裕而記念館、草心苑、宮畑遺跡史跡公園（じょーもぴあ宮畑）、民家園、写真美術館

●その他の施設

県立美術館、県文化センター、各学習センター、アクティブシニアセンター、福島テルサ

●文化活動団体

文化団体連絡協議会、学習センター利用団体、文化財関係団体連絡協議会、文化財保護指導員 など

(4)歴史を伝える文化財

福島市内には182件の指定等文化財があります(国指定14件、県指定27件、市指定74件)。

代表的な文化財として、縄文時代の宮畑遺跡(国史跡)、しゃがむ土偶(国重文)、平安時代の仏像である大蔵寺木造千手観音像(国重文)、中世の城館である大森城跡などがあげられ、現代まで連綿と人々の生活が営まれていたことがわかります。

本市の文化財の特徴としては、旧家や近代土木施設など本市の発展を伝える、国登録の建造物が多いことがあげられます。福島市民家園には旧広瀬座(国重文)をはじめとする古民家が移築され、その活用事業が積極的に行われています。

この他にも、市内各地区に長い年月をかけて蓄積された多くの文化財が残され、地域固有の豊かな歴史を継承する取り組みが進められています。



▲（愛称）しゃがむ土偶ぴ〜ぐ〜
上岡遺跡より出土した縄文時代後期の土偶

文化的資源の例

●国指定重要文化財

木造千手観音立像（大蔵寺）、しゃがむ土偶ぴ〜ぐ〜、木造釈迦如来坐像（陽泉寺）、旧広瀬座（民家園）

●城跡・遺跡

大鳥城跡、福島城跡、大森城跡、八丁目城跡、宮畑遺跡、和台遺跡

●建造物

旧堀切邸、旧佐久間邸、なかむらや旅館

●土木遺産・近代建築

石橋群、十綱橋、荒川流域治水・砂防、西根堰、万世大路、写真美術館

など

2. 本市の文化振興における課題

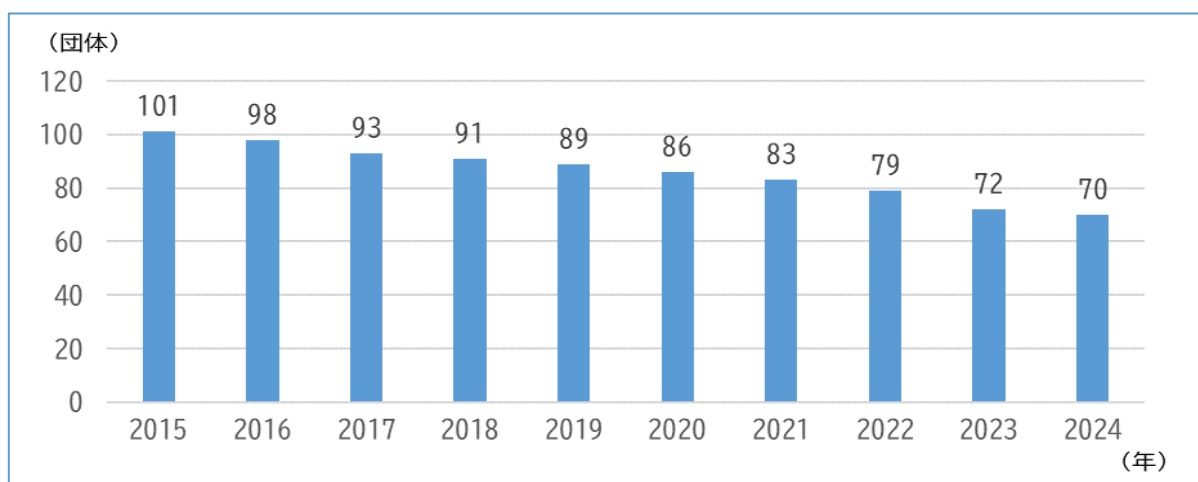
(1) 文化の担い手の高齢化

人口減少・少子高齢化の進行により、地域コミュニティが希薄化し、核家族化など人々の生活様式が変化してきています。これまで地域で受け継がれてきた祭礼神事の担い手の高齢化が進み、各家庭で受け継がれてきた郷土食も若い世代で作られなくなってきています。「福島市らしい文化」について尋ねた令和4年度のLINEを活用したアンケートでも、「音楽」「自然」「花」「果物」「温泉」など様々なものが「福島市らしい文化」として挙げられたものの、地域で受け継がれてきた「祭礼神事・伝統技能」や「郷土料理」を挙げた方はそれぞれ5%未満にとどまり、大変少ない結果となっています。

市内の文化活動団体が加入する福島市文化団体連絡協議会は、ピーク時の2003年度（平成15年度）には117団体が加入していましたが、近年は、年々加入数が減少し、2024年度（令和6年度）には70団体となっています。退会理由として、高齢化や会員減少により各文化団体の活動自体が困難になっていることが挙げられるなど、文化の担い手の高齢化が課題となっています。

さらには、伝統芸能や工芸など、先人が守ってきた文化財の保護には古くから伝わる知識と技術の継承が不可欠ですが、少子高齢化や人口減少によりこれらの継承も困難な状況となっています。継承者育成や若者への魅力発信が求められています。

(図1)文化団体連絡協議会加入団体数の推移



(2) 文化芸術・文化財保護活動への関わりの希薄化

令和4年度のLINEを活用したアンケートによると、3年以内に行った文化芸術活動として、「美術」「音楽」「生活文化」※1がそれぞれ1割を超えているものの、「活動していない」が5割を占めるなど、文化芸術活動に取り組む人の割合が少ないことがわかっています。

理由としては、「コロナウイルス感染防止」、「時間がない」など活動したくてもできない現状も挙げられていますが、「技術・才能がない」など文化芸術活動が一部の技術・才能のある方のみが活動するものと捉えられていたり、「機会がない」など活動のきっかけがつかめない様子も見られます。

また、文化財の価値は、社会全体がそれを理解して保護する意識を持つことが重要です。教育や啓発活動を通じて、より多くの人々が文化財の価値を理解し、その保全に協力する環境を作ることも大切です。

(表2)3年以内にあなたが行った文化芸術活動を選択してください。(複数回答可)

項 目	回答数	割合※2
活動していない	182	48.8%
美術	70	18.8%
音楽	60	16.1%
生活文化	39	10.5%
文芸	34	9.1%
メディア芸術	34	9.1%
演劇	15	4.0%
伝統芸能・芸能	11	2.9%
その他	9	2.4%
総計	454	

※1 美術…絵画、彫刻、工芸、陶芸、写真など

音楽…オーケストラ、合唱、ポップス、ジャズ、ロックなど

生活文化…茶道、華道、書道など

※2 割合は回答者数373名に対する値

2022年度（令和4年度）実施LINEアンケートより

(3) 文化施設の老朽化

福島市には、音楽堂や古関裕而記念館、じょーもぴあ宮畑、民家園、写真美術館など多数の文化施設が集積しています。比較的新しい施設もあるものの、音楽堂は1984年度（昭和59年度）建築、古関裕而記念館は1988年度（昭和63年度）建築であるなど、施設や設備の老朽化が進んでいます。

また、文化財の収蔵保管においては、現在、複数施設で分散して資料を収蔵しているため、一元的な収蔵管理の検討が必要です。さらに、施設の老朽化も大きな課題となっています。

これらの施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修による長寿命化などを検討する必要があります。

（表3）市有文化施設（文化振興課所管施設）

施設名称	構造	建築年度	面積	備考
音楽堂	鉄筋コンクリート造	1984	6,098㎡	
古関裕而記念館	鉄筋コンクリート造	1988	657㎡	
草心苑	木造	1987	227㎡	
じょーもぴあ宮畑	鉄筋コンクリート造	2015	1,106㎡	体験学習施設
民家園(管理棟)	鉄筋コンクリート造	1982	438㎡	古民家を除く
写真美術館	石造り	1922	645㎡	耐震化工事済

(4) 情報通信技術の活用

新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、イベント開催情報の発信手段としてウェブサイトやSNSが活用されるなど、様々な面で情報通信技術が活用されてきており、アナログの側面が強い文化の分野においても、映像作品等デジタル作品の制作、オンラインでの稽古・レッスンの実施や動画配信、文化財の保存・アーカイブ化など、情報通信技術の積極的な活用を検討する必要があります。

(5) 歴史を伝える文化財の保存

古文書や彫刻、絵画などの文化財は時間と共に劣化します。その劣化をいかに防ぐか、早期に発見するかが重要です。これには人間の目だけでなく、科学技術により現状を把握し、改善策を検討する必要があります。

また、地震・台風・水害などの自然災害、火災等の人災によるリスクも大きな課題です。特定の場所にしか存在しない文化財が災害により失われると、その歴史や価値は二度と取り戻すことができません。想定されるリスクに備えた対策の構築と連携体制が必要です。

さらには、文化財の保全活動は専門知識や技術、そしてコストをしっかりと投じる必要があります。しかし、行政や関連機関に必要な予算が確保できない場合も少なくないため、効率的な資金の活用が課題となっています。

(表4)近年の地震災害と文化財の被害

日 付	災 害	件数	主な被害
2022年 (令和4年) 3月16日	福島県沖地震	15	市指定7件 国登録8件 大蔵寺観音堂奥之院(市指定。壁の一部崩落) なかむらや旅館本館(国登録。屋根・壁の破損)
2021年 (令和3年) 2月13日	福島県沖地震	8	国指定1件、国登録7件 旧広瀬座(国指定。壁の一部剥落) 阿部家住宅(国登録。壁の剥落)
2011年 (平成23年) 3月11日	東日本大震災	32	国指定2、県指定3、市指定16、国登録5、その他6 旧広瀬座(国指定。壁の亀裂、剥落) 日本基督教団福島教会会堂(国登録。解体) 竹屋旅館南土蔵・西土蔵(国登録。解体) 福島市写真美術館(市指定。壁の亀裂等。立入禁止)

(6) 文化と他分野の連携

文化は、観光や商業等の産業をはじめ、まちづくり、福祉、教育、その他様々な分野と密接なつながりを持っています。伝統芸能を活かした観光や古閑裕而を活かしたまちづくりなど、今後も様々な分野と文化が連携することで、相乗効果を生み出すことが期待されています。

第4章

計画の基本的な考え方と施策の方向性

1. 本市が目指す文化のまちな姿

文化が人と地域にとけこむまち

～ 創造と継承 「福島市らしさ」を未来へつなぐ ～

芸術家など一部の愛好者だけのもの…と思われがちな「文化」が、市民の身近なものとなつて、日常生活や地域にとけこんでいるまちを目指します。「文化」が暮らしの中にあたりまえのように存在し、年代・性別・障がいの有無などに関わらず、それぞれが自分の好きな「福島市らしい文化」を楽しんでいるまちです。

そこは、誰もが自主的に、「文化を鑑賞する」「文化活動に参加する」「文化を創造する」ことができる環境が整備され、多様な文化が育まれるまちです。

また、地域住民が自分の住む土地の文化や歴史について理解を深めることで、ふるさとへの誇りと愛着が生まれ、地域独自の文化や歴史を後世に伝える活動や、それらの魅力を活用したコミュニティの形成に積極的に取り組んでいるまちです。

そして、新たに創造し生み出されていく「福島市らしい文化」と、古くから受け継がれてきた「福島市らしい文化」を共に大切にしながら、その先の未来へと「福島市らしい文化」をつないでいきます。

「福島市らしい文化」とは？

福島市は、吾妻連峰と阿武隈高地に囲まれ、桃源郷と称される花見山やくだもの畑などの田園風景をはじめとする豊かな自然が広がっています。

また、古くから阿武隈川の舟運を活かし人・物の流通の拠点として栄え、県都や東北の玄関口としての都市機能を有し、県内文化の拠点都市として歩んで参りました。先人たちのたゆまぬ努力により発展・継承された多様な文化が育まれ、名誉市民である古閑裕而氏に象徴される音楽、花々を愛でる活動、地域に根差した祭りや伝統行事、地域特有の郷土食や旬を彩るくだもの、それぞれ特長をもつ温泉、城跡・遺跡をはじめとする歴史的資源など、これらは、本市が誇るべき特色ある文化です。

これらの文化は、そのどれもが「福島市らしい文化」であり、ふるさとを愛する心や創造力、多様性を養い、魅力ある地域づくりに寄与するものです。

本計画では、「誰もが、自分が好きだと思う『福島市らしい文化』を、暮らしの中にとけこませ、身近なものとして楽しんでいるまち」を目指し、各種施策を推進していきます。

2. 基本理念

本市が目指す文化のまちの姿「文化が人と地域にとけこむまち」実現のため、文化振興条例第3条に定める基本理念を本計画の基本理念とし、文化振興に関する施策を推進します。

1

文化活動を行う者の自主性、創造性、活動の多様性を尊重すること。

2

誰もが文化を鑑賞し、これに参加、これを創造できることを尊重し、市民の文化意識の高まりや文化活動の活性化に向けた環境の整備に努めること。

3

子どもや若者に対する文化に関する教育を推進すること。

4

本市で育まれてきた特色ある文化の保護、承継及び発展に努めること。

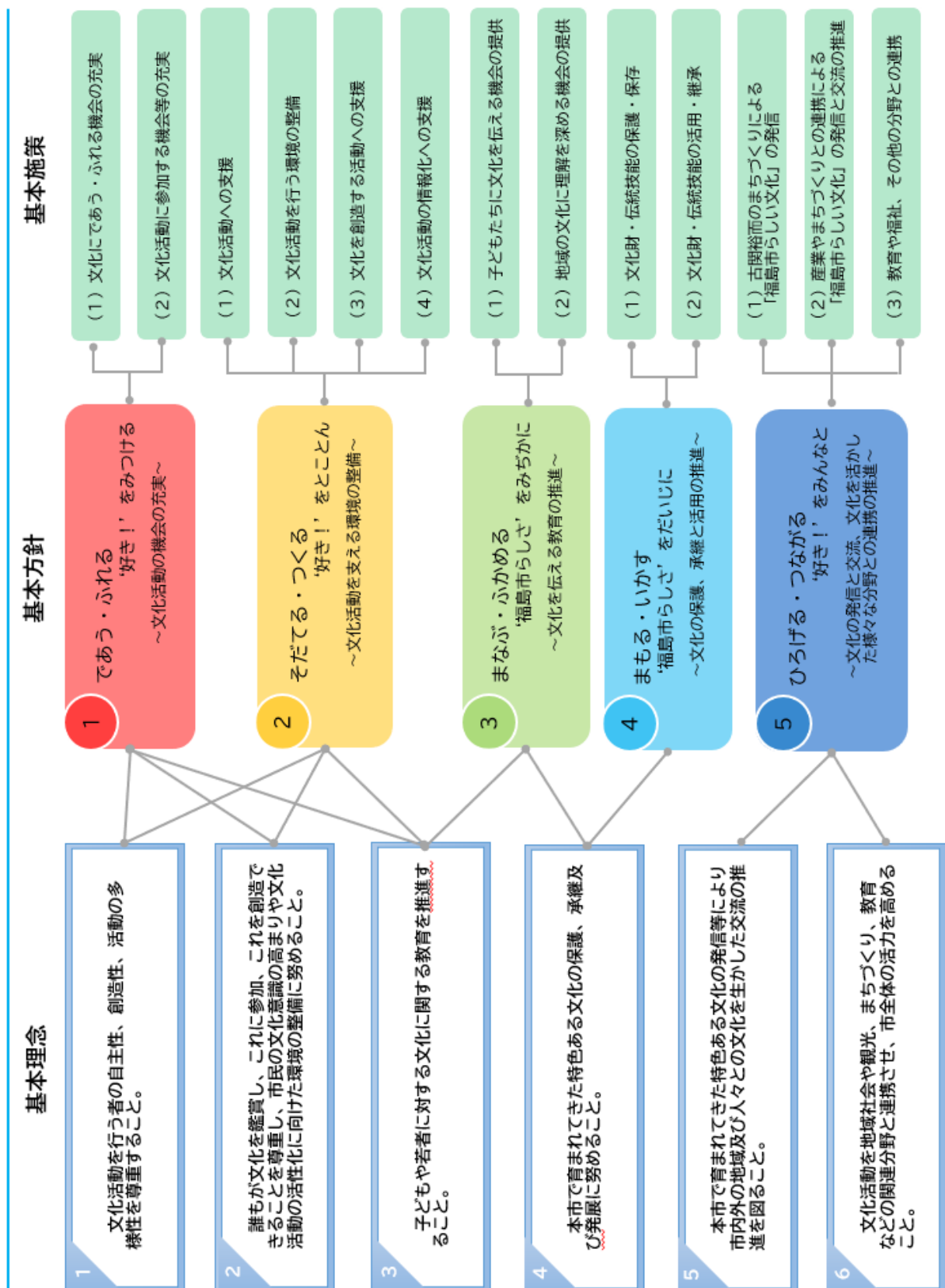
5

本市で育まれてきた特色ある文化の発信等により市内外の地域及び人々との文化を生かした交流の推進を図ること。

6

文化活動を地域社会や観光、まちづくり、教育などの関連分野と連携させ、市全体の活力を高めること。

3. 計画体系図



4. 基本方針

本市が目指す文化のまちの姿「文化が人と地域にとけこむまち」実現のため、基本理念のもと、次の5つの方針により文化振興に関する施策を推進します。

方針1 であう・ふれる ‘好き!’ をみつける

～文化活動の機会の充実～

文化は、芸術家など一部の愛好者だけのものというイメージを払拭し、文化が市民の身近なものとなるよう、鑑賞、体験・参加の機会等の充実を図るとともに、文化に関する情報発信の充実を図ります。

方針2 そだてる・つくる ‘好き!’ をとことん

～文化活動を支える環境の整備～

文化活動団体への支援や市民が文化活動に参加する機会の提供により、文化活動の活性化を図ります。さらに、市有施設の計画的な改修等を通じ、市民が文化活動に取り組みやすい環境の整備を図るほか、文化活動の情報化への支援等を通じ、文化活動を支える環境の整備を推進します。

方針3 まなぶ・ふかめる ‘福島市らしさ’ をみぢかに

～文化を伝える教育の推進～

子どもや若者をはじめ、地域住民が自分の住む土地の文化や歴史について理解を深めることで、はるか昔から受け継がれてきた「福島市らしい文化」を継承していくことができるよう、教育・学習の機会を提供します。

方針4 まもる・いかす ‘福島市らしさ’ をだいじに

～文化の保護、承継と活用の推進～

福島市の歴史や風土によって育まれた文化や文化財の保護・保存と次世代への継承を図ります。

また、それらの資源を活用した取り組みを推進します。

方針5 ひろげる・つながる ‘好き!’ をみんなと

～文化の発信と交流、文化を活かした様々な分野との連携の推進～

福島市らしい文化を市内外に発信し、文化を生かした交流を推進するほか、観光や商業等の産業をはじめ、まちづくり、福祉、教育、その他様々な分野と文化が連携することで、市全体の活性化を図ります。

5. 基本施策

5つの基本方針に基づき、次の基本施策により文化振興に関する施策を実施します。

基本方針1

であう・ふれる ‘好き！’ をみつける

基本施策1

文化にであう・ふれる機会の充実

文化芸術を鑑賞する場の提供や、子どもから大人まで気軽に参加し楽しめる文化芸術イベントの開催等を通じ、暮らしの中に文化芸術に親しむ機会を創出するほか、文化に関する情報発信の充実を図ります。

取組の例

- 福島市芸術文化祭※の開催
- 古関裕而記念音楽祭の開催
- ふくしままちなか音楽祭の開催
- 音楽堂コンサートの開催
- キッズシアター（鑑賞事業）の開催
- ふくしまチェンバー・オーケストラ公演の開催



▲ふくしままちなか音楽祭

※俳句大会、美術展覧会、芸能祭など、年間を通じ、文化芸術に関する各種行事を開催



▲ふくしまチェンバー・オーケストラ公演

各施策で紹介する「取組の例」は、施策をイメージできるよう、これまで市が実施した事業の一例を挙げたものです。

基本施策2

文化活動に参加する機会等の充実

各種講座や体験学習会等の開催及び学習センター事業等を通じ、市民に文化活動に参加する機会を提供します。特に子どもや若者が気軽に文化活動に参加できる機会を提供することで、好き！を見つける支援をします。

取組の例

- パイプオルガン講習会の実施
- ふれあいオペールコンサートの開催
- アートストリートふくしまの開催
- 福島市芸術文化祭の開催【再掲】
- 各学習センター主催事業等の実施



▲アートストリートふくしま



▲福島市芸術文化祭＜福島市民美術展覧会＞

基本方針2

そだてる・つくる ‘好き!’をとことん

基本施策1 文化活動への支援

文化活動団体への支援や、市民や文化活動団体の発表の場の提供等により、市民が文化活動に参加する機会を創出し、文化活動の活性化を図ります。

取組の例

- 福島市文化団体連絡協議会への補助
- 児童・学生等の音楽堂使用料一部減免
- 福島市芸術文化祭の開催【再掲】
- 各地区文化祭等の開催
- ふれあいオパールコンサートの開催【再掲】
- 周遊実技研修会



▲ふれあいオパールコンサート

基本施策2 文化活動を行う環境の整備

市有文化施設の適切な運営、福島市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を踏まえた市有文化施設の計画的な改修等を通じて施設機能の維持向上に努め、市民が文化活動を行う環境の整備を図ります。

取組の例

- 市有文化施設※の適切な運営（指定管理者制度等）
- 市有文化施設の長寿命化に関する調査・検討
- 旧広瀬座再整備事業



▲旧広瀬座

※音楽堂、古関裕而記念館、草心苑、
宮畑遺跡史跡公園（じょーもぴあ宮畑）、民家園、写真美術館

基本施策3

文化を創造する活動への支援

アニメ、サブカルチャー、デジタルを活用したクリエイティブな作品などの新興文化・若者文化など、新たに創造される「福島市らしい文化」の振興を図るため、その活動を支援します。

取組の例

- 光のアート&サウンド×音楽堂の開催
- コスプレ@花の写真館の開催
- 書道パフォーマンス「華と花」の開催



▲コスプレ@花の写真館



▲光のアート&サウンド×音楽堂

基本施策4

文化活動の情報化への支援

新型コロナウイルス感染症の影響による新たな生活様式への移行など、デジタル化が大きく進展する中でも、文化活動が継続していけるよう情報化を支援します。

取組の例

- 公共施設予約システムの運用（キャッシュレス決済等機能含む）
- 地域全体のデジタル推進

基本方針3

まなぶ・ふかめる

‘福島市らしさ’をみぢかに

基本施策1

子どもたちに文化を伝える機会の提供

次世代の文化の担い手である子どもや若者を対象とし、地域の文化や歴史を鑑賞、体験、学習する機会を提供することで「福島市らしい文化」を継承していきます。

取組の例

- 民家園「年中行事」の実施
- じょーもぴあ宮畑・古閑裕而記念館の教育活用事業
- 心ふれあい音楽鑑賞教室
- 「ふくしま歴史絵巻」の配布及び啓発



▲民家園「年中行事」

基本施策2

地域の文化に理解を深める機会の提供

市民が、自分の住む土地の文化や歴史について鑑賞、体験、学習する機会を提供することで、「福島市らしい文化」を継承していきます。

取組の例

- 歴史人材養成講座の実施
- 文化財関係団体への補助
- 文化や歴史に関する各種講座・講演会等の実施
- 郷土史料室出張展示



▲郷土史料室出張展示

基本方針4

まもる・いかす ‘福島市らしさ’ をだいじに

基本施策1 文化財・伝統技能の保護・保存

地域に根差した文化財や伝統文化を適切に保護・保存するとともに、文化資源の調査を進め、貴重な文化資源を後世に伝えていきます。

取組の例

- 文化財保存活用地域計画の策定
- 旧広瀬座再整備事業【再掲】
- 文化財調査室の移転整備
- 文化財パトロールの実施
- 文化財防火デー



▲文化財防火デー

基本施策2 文化財・伝統技能の活用・継承

文化財等を活用した事業を推進するとともに、学校教育や生涯学習との連携を図り、文化資源にかかる団体・人材育成を進め、「福島市らしい文化」を継承していきます。

取組の例

- 文化財保存活用地域計画の策定【再掲】
- じょーもぴあ宮畑、写真美術館等活用事業の実施
- 民家園「年中行事」の実施【再掲】
- 福島市史資料叢書の刊行



▲じょーもぴあ宮畑活用事業

基本施策1 古関裕而のまちづくりによる「福島市らしい文化」の発信

本市名誉市民である古関裕而氏の偉業を記念し、永くその功績を後世に伝えるとともに、本市の音楽文化を全国に発信するため、「古関裕而を活かしたまちづくり」を推進します。

取組の例

- 古関裕而記念館の運営（企画展・サロンコンサートほか）
- 古関裕而作曲コンクールの開催
- 古関裕而記念音楽祭の開催【再掲】
- メロディーバスの運行
- エールレガシー
- 古関裕而メロディーボックス&ARスポットの運用
- ふくしまチェンバー・オーケストラ公演の開催【再掲】



▲古関裕而記念館



▲メロディーバス



▲古関裕而メロディーボックス

基本施策2

産業やまちづくりとの連携による「福島市らしい文化」の発信と交流の推進

花のまちづくりやメロディーバスなど、文化と観光や商業、まちづくりとの連携により、日常の一部に文化をとけこませることで相乗効果を生み出し、市全体の活性化を図るとともに、「福島市らしい文化」を市内外に発信します。

取組の例

- 春の花見山おもてなし
- 福島三名湯ブランディング
- あづま山麓ソーリズム推進
- 地域資源を活用した観光コンテンツ創造支援
- フィルムロケ誘致支援
- コンベンション開催支援



▲春の花見山



▲温泉

基本施策3

教育や福祉、その他の分野との連携

一流芸術家による指導・部活動の地域移行等により子どもたちの文化芸術志向を伸長する機会を提供するなど、文化と教育や福祉、その他の分野との連携による相乗効果により、市全体の活性化を図ります。

取組の例

- 福島型個性をのばす教育
- 児童・学生等の音楽堂使用料一部減免【再掲】
- キッズシアター（鑑賞事業）の開催【再掲】
- みんなの作品展（福祉作品展）の開催
- 小学校鼓笛パレード



▲福島型個性をのばす教育



▲みんなの作品展



▲小学校鼓笛パレード

第 5 章

計画の推進に向けて

1. 推進体制

本計画は、文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものであり、その推進にあたっては、幅広い分野の関係者が、それぞれの役割を果たしながら相互に連携・協力していくことが必要です。

そのため、市民や文化活動を行う者、事業者、市など各主体がそれぞれの役割を果たしながら一体となって本計画を推進します。

2. 各主体に求められる役割

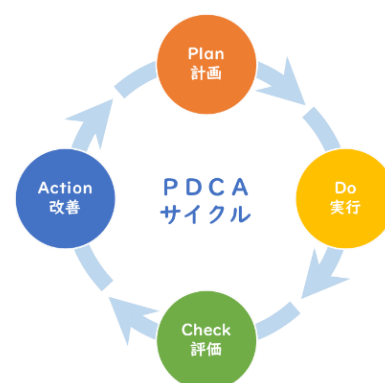
本計画の推進にあたってのそれぞれの役割は次のとおりです。

市民	自主性に基づき、日常生活において文化に触れ、親しむとともに、文化活動の内容について理解し、尊重するように努めます。
文化活動を行う者	自主的かつ主体的に、文化活動の充実を図るとともに、文化の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすように努めます。
事業者	事業活動を通じて文化を創造し、若しくは享受する活動を支援するよう努めます。
市	「福島市らしい文化」の振興につながるよう、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進します。 また、地域社会、観光、まちづくり、教育等の各種施策との連携を図り、それらの施策と文化振興が相乗効果を発揮するよう努めます。

3. 進行管理

本計画の基本理念の実現には、各施策の効果を適正に評価し、点検、見直しを行いながら、進行管理を行うことが重要です。このため、PDCAサイクルなどを用いた評価・検証方法の確立を図り、本計画の推進における諸課題の解決に向けて取り組みます。

また、毎年、各施策の進捗状況等について有識者等で構成する「福島市文化振興審議会」に報告、意見を聴取し、次年度以降の施策及び次期計画策定等に生かします。



参考資料

1. 文化振興条例

福島市文化振興条例

令和4年福島市条例第38号

私たちの文化は、この地ならではの自然や歴史、生活の中で生まれ、継承されてきました。

吾妻連峰と阿武隈高地に囲まれた県北地方の盆地に、阿武隈川が南北に流れ、そこに荒川や摺上川、松川などの清流が注いでいます。里山や扇状地には、桃源郷と称される花見山やくだもの畑に代表される花と緑の田園風景が広がり、盆地の中心部には山岳信仰の地であった信夫山があります。このような豊かな自然と美しい風景は、福島市規模の人口を有する都市としては稀有なものです。

この地では、縄文の精神を今に伝える通称しゃがむ土偶が出土するなど高い文化性を有する生活がはるか昔から営まれており、平安時代には本市の地名を歌枕とした歌が遠い都でも多数詠まれています。江戸時代には奥州街道や阿武隈川を通じた人・物の流通の拠点として栄え、明治時代にかけて養蚕業が盛んになると、金融・経済の拠点として発展を遂げました。昭和以降は、果樹栽培へ転換が進む一方、県都や東北の玄関口としての都市機能を有し、さらに大学をはじめとする高等教育機関や美術館、図書館、音楽堂など多数の文化施設の集積もあり、県内の文化活動の拠点都市となっています。

このような中、現在は、先人たちのたゆまぬ努力によって発展・継承された多様な文化が、市民生活に根付いています。名誉市民である古閑裕而氏に象徴される音楽、花々を愛でる活動、地域に根差した祭りや伝統行事、地域特有の郷土食や旬を彩るくだもの、それぞれ特長をもつ温泉、城跡・遺跡をはじめとする歴史的資源など、これらは、本市が誇るべき特色ある文化です。一方で、近代の繁栄の象徴であった多くの歴史的建造物を失ってきたことは文化的損失であり、その反省を今後の文化振興に生かしていかなければなりません。

地域に根差した文化は、私たちの心と生活に安らぎや潤いをもたらすとともに、福島人としてのアイデンティティを確立し、私たちのふるさとを愛する心や創造力、多様性を尊重し認め合う心を養い、さらには魅力ある地域づくりの推進に寄与するものです。

ここに、福島市ならではの特色ある文化を守り、持続的に発展させていく決意を共有し、その取組を推進していくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化振興に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることにより、文化振興に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、福島市らしい特色ある文化の継承と持続的な発展を図り、もって市民のふるさとへの愛着の醸成、文化が息づく心豊かな市民生活及び魅力あふれる地域の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 文化芸術及び歴史文化のことをいう。ここで、文化芸術とは、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）が対象とする芸術や芸能、生活文化、国民娯楽などをいい、歴史文化とは、福島市文化財保護条例（昭和34年条例第7号）が対象とする有形・無形文化財、史跡、名勝などをいう。
- (2) 文化活動 文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、通学する者又は通勤する者をいう。
- (4) 文化活動を行う者 市内で文化活動を行う個人及び団体をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。

(基本理念)

第3条 文化振興に関する施策の推進にあたっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 文化活動を行う者の自主性、創造性、活動の多様性を尊重すること。
- (2) 誰もが文化を鑑賞し、これに参加、これを創造できることを尊重し、市民の文化意識の高まりや文化活動の活発化に向けた環境の整備に努めること。
- (3) 子どもや若者に対する文化に関する教育を推進すること。
- (4) 本市で育まれてきた特色ある文化の保護、継承及び発展に努めること。
- (5) 本市で育まれてきた特色ある文化の発信等により市内外の地域及び人々との文化を生かした交流の推進を図ること。
- (6) 文化活動を地域社会や観光、まちづくり、教育などの各関連分野と連携させ、市全体の活力を高めること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に則り、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 前項において市は、本市らしい特色ある文化振興につながるよう特に意を用いなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、自主性に基づき、日常生活において文化に触れ、親しむとともに、文化活動の内容について理解し、尊重するよう努めるものとする。

(文化活動を行う者の役割)

第6条 文化活動を行う者は、自主的かつ主体的に、文化活動の充実を図るとともに、文化の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、事業活動を通じて文化を創造し、若しくは享受する活動を支援するよう努めるものとする。

(文化振興施策)

第8条 市は、文化振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化振興にかかる計画を定めるものとし、その策定にあたっては、市民の意見が反映されるよう十分配慮するものとする。

2 市は、地域社会、観光、まちづくり、教育等に関する施策を進めるときは、文化の要素を取り入れ、それらの施策と文化振興が相乗効果を発揮するよう努めるものとする。

(審議会の設置)

第9条 市は、前条第1項の計画その他の文化の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として福島市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。

2 審議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 文化活動において経験を有する者

(2) 学識経験のある者

(3) その他市長が必要と認める者

4 審議会について必要な事項は、別に規則で定める。

(基金の設置)

第10条 本市の文化の振興に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、福島市文化振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計予算の定めるところによる。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

5 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

2. 福島市文化振興審議会規則

福島市文化振興審議会規則

令和4年規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島市文化振興条例（令和4年条例第38号）第9条第4項の規定に基づき、福島市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民・文化スポーツ部文化スポーツ振興室文化振興課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

3. 福島市文化振興審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

(令和6年4月1日現在)

	区 分		氏 名	備 考
1	活動経験者	文化芸術	嶋原 明寿	福島市文化団体連絡協議会会長 福島県芸術文化団体連合会副会長 福島県写真連盟顧問 福島市写真美術館運営委員会委員長
2		文化芸術	穴戸 路枝	福島市文化団体連絡協議会副会長 福島県書道協会会長 いけばな龍生派福島県支部長
3		文化芸術	齋藤 幹夫	市民オーケストラ団長 福島県芸術文化団体連合会事務局長 (公社)日本アマチュアオーケストラ連盟理事
4		文化芸術	清野 和也	劇団1200EN代表 福島演劇鑑賞会事務局次長
5		歴史文化	村川 友彦	福島市文化財保護審議会副会長 福島市史編纂委員 福島県史学会会長
6	学識経験者		初澤 敏生	福島大学人間発達文化学類長(経済地理学) 福島市文化財保護審議会委員
7			高橋 英子	福島県立美術館館長
8	地域		丹野 義明	八丁目城跡周辺整備協議会会長 福島市の石橋群保存会会長 松川・町づくり委員会21役員
9	移住・定住		藤本 菜月	(一社)tenten代表理事
10	観光		高橋 康	(一社)福島市観光コンベンション協会事務局次長
11	事業者		須藤 康子	福島商工会議所女性会会長 福島県商工会議所女性会連合会会長 (有)フジコー不動産取締役

4. アンケート調査結果概要

令和4年度 LINEを活用したアンケート 調査結果（抜粋）

- 1 調査期間 令和4年6月2日（木）～令和4年6月14日（火）
- 2 回答方法 LINE
- 3 対象者数 20,452名
(福島市公式LINE友だち登録者のうち、受信設定が市内かつアンケート同意者)
- 4 回答数 373名 (回答率 1.8%)
- 5 回答者の属性

①性別

項目	回答数	割合
男性	256	68.6%
女性	115	30.8%
その他	2	0.6%

②年齢

項目	回答数	割合
10代以下	2	0.5%
20～30代	76	20.4%
40～50代	202	54.2%
60代以上	93	24.9%

6 設問と結果

- (1) あなたが思う「福島市らしい文化」には、どのようなものがありますか？（自由記述）

項目	記述数	割合
古関裕而・合唱・鼓笛パレードなど、音楽・芸術文化に関するもの	86	21%
信夫山・花見山・花を愛でる・温泉など自然に関するもの	82	20%
史跡・建造物など歴史的なもの	68	17%
果物など食文化に関するもの	47	12%
まつり・イベントに関するもの	32	8%
祭礼神事・伝統技能に関するもの	18	4%
郷土料理に関するもの	17	4%
その他	55	14%

割合は記述数405件に対する値

- (2) 3年以内にあなたが行った文化芸術活動を選択してください。（複数回答可）

項目	回答数	割合
文芸（小説、詩、短歌、俳句、川柳など） ※読書含む	34	9.1%
音楽（オーケストラ、合唱、ポップス、ジャズ、ロックなど）	60	16.1%
美術（絵画、彫刻、工芸、陶芸、写真など）	70	18.8%
演劇（ミュージカル含む）・舞踊（バレエ、ダンスなど）	15	4.0%
メディア芸術（映画、漫画、アニメーション）	34	9.1%
伝統芸能（雅楽、能楽、歌舞伎など）・芸能（落語、漫談、漫才など）	11	2.9%
生活文化（茶道、華道、書道など）	39	10.5%
その他	9	2.4%
活動していない	182	48.8%

割合は回答者数373名に対する値

5. 市有文化施設概要

※文化振興課所管施設

音楽堂

約1,000名収容可能な大ホールをはじめ、小ホールや7つの練習室を備え、音楽だけでなく、発表会など多目的な利用も可能な施設となっている。

所在地	福島市入江町1番1号
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	12月29日～1月3日
施設内容	大ホール、小ホール、練習室（7部屋）等

○利用状況

年度	利用者数（人）
R元	109,809
2	50,920
3	50,495
4	85,696
5	109,188

古関裕而記念館

福島市出身で昭和を代表する作曲家・故古関裕而氏の功績を、楽譜などの実物資料の展示等により紹介している。

所在地	福島市入江町1番1号
開館時間	午前9時～午後5時
入館料	一般300円（団体240円）、小中学生100円（団体80円）
休館日	12月29日～1月3日
施設内容	【1階】ロビー、サロン、視聴覚コーナー、物販スペース、事務室 【2階】常設展示室、保管庫

○利用状況

年度	利用者数（人）
R元	29,513
2	62,635
3	18,190
4	22,046
5	23,654

草心苑

日本古来の伝統文化である茶道、華道、謡曲等の普及振興と同好の志の語らいの場として故山田英二氏が建築し、市へ寄贈された。

所在地	福島市仲間町3番21号
開館時間	午前9時30分～午後8時30分
休館日	12月29日～1月3日
施設内容	【1階】 一号室・二号室（和室）、茶室 【2階】 三号室・四号室（カーペット敷）、五号室（板の間）

○利用状況

年度	利用者数（人）
R元	4, 273
2	2, 183
3	2, 727
4	3, 254
5	3, 704

宮畑遺跡史跡公園（じょーもぴあ宮畑）

縄文時代の遺跡を整備した史跡公園で、直径90cmの柱を使った巨大な掘立柱建物や竪穴住居等が復元・整備されている。

また、園内の体験学習施設「じょいもん」には縄文人の暮らしぶりを展示するほか、縄文体験ができる縄文工房も備え、国重要文化財である「しゃがむ土偶」も常設展示されている。

所在地	福島市岡島字宮田78番地
施設内容	体験学習施設「じょいもん」、露出展示棟、休憩棟、炊事棟、復元建物、遊具

○開館時間と休館日

施設名	開館時間	休館日
体験学習施設 「じょいもん」、 露出展示棟	午前9時～午後5時	火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合はその翌日）、ただし、学校の長期休業期間中は開館する。 12月29日～1月3日
休憩棟・炊事棟	午前9時～午後5時	12月29日～1月3日
駐車場、トイレ （休憩棟内）	午前8時30分～午後5時30分	なし

○利用状況

年度	体験学習施設入館者数（人）
R元	43,068
2	16,828
3	33,483
4	45,416
5	46,871

民家園

福島市及び県北地方の近世を主とした代表的民家等を復原展示し、生活及び年中行事等を再現している。

所在地	福島市上名倉字大石前地内
開園時間	午前9時～午後4時30分
休園日	毎週火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にかかる場合はその翌日）、12月29日～1月3日
復原民家等	旧奈良輪家（市内山田）、旧小野家（伊達市伏黒）、旧寛家宿店（市内上鳥渡）、旧菅野家（市内松川町）、旧渡辺家（市内上名倉）、旧阿部家（市内大笹生）、元客自軒（市内北町）、旧広瀬座（伊達市梁川町）、旧馬場家（南会津町）、旧佐久間家板倉（市内佐倉下）

○利用状況

年度	入園者数（人）
R元	33,228
2	51,566
3	48,145
4	58,666
5	55,438

写真美術館（花の写真館）

大正11年建築の歴史的建造物（市有形文化財）を活用し、文化芸術団体の作品展などが実施可能な「展示室」や、様々な用途で利用可能な「多目的室」、故秋山庄太郎氏を顕彰する「旧所長室」などを備え、「文化芸術の発信拠点」として、演奏会や講演会など幅広い利活用が可能。

所在地	福島市森合町11番36号
開館時間	午前9時～午後4時30分
休館日	12月29日～1月3日
施設内容	展示室（4部屋）、多目的室等

○利用状況

年度	入館者数
R元	代替会場 812
2	代替会場 647
3	23,947
4	16,576
5	24,700

※令和3年5月29日からリニューアルオープン

6. 指定文化財一覧表（文化財）

（令和6年4月1日現在）

指定別	種別		指定等年月日	文化財名	所在地	所有者（管理者等）
国指定	重要文化財	工芸品	明治38年4月4日	鍍金金剛鈴・金剛杵	清明町6番17号	真淨院
		彫刻	昭和11年9月18日	木造釈迦如来坐像	下鳥渡寺東17番地	陽泉寺
			昭和37年6月21日	木造千手観音立像	小倉寺字拾石7番地	大蔵寺
		考古資料	昭和11年5月6日	陶器漆器筒	飯坂町字天王寺12番地	天王寺
			平成23年6月27日	土偶	岡島字宮田78（じょーもびあ宮畑内）	福島市
	重要無形民俗文化財	建造物	平成10年12月25日	旧広瀬座	上名倉字大石前地内（福島市民家園内）	福島市
			昭和55年1月28日	金沢の羽山ごもり	松川町金沢字宮ノ前43番地	羽山ごもり保存会
	史跡		昭和12年12月21日	鮎電渡船場跡	立子山字船場・川前	国土交通省（福島市）
			昭和10年6月7日	下鳥渡供養石塔	下鳥渡寺東30番地	陽泉寺（福島市）
			平成15年8月27日	宮畑遺跡	岡島字宮畑まか	福島市
			平成18年7月28日	和台遺跡	飯塚町明治字南和台1番地6ほか	福島県ほか（福島市）
	天然記念物		大正12年3月7日	吾妻山やエハクサンシャクナゲ自生地	町庭坂	国有ほか（福島市）
			昭和50年6月26日	ヤマネ	地域を定めず指定	
	特別天然記念物		昭和30年2月15日	カモシカ	地域を定めず指定	
国登録	有形文化財		平成10年4月21日	花水館奥の間（御殿）	飯坂町字西竜ノ町21番地	株式会社
			平成10年4月21日	なかむらや旅館本館	飯坂町字湯沢18番地	個人
			平成10年4月21日	なかむらや旅館新館	飯坂町字湯沢18番地	個人
			平成20年3月7日	地蔵原堰堤	佐原字西手城森～荒井字地蔵原	国土交通省
			平成20年3月7日	荒川第五堰堤	土湯温泉町字天沼	国土交通省
			平成20年3月7日	荒川第一堰堤	土湯温泉町字天沼	国土交通省
			平成20年3月7日	荒川第六堰堤	土湯温泉町字上川原	国土交通省
			平成20年3月7日	荒川第二堰堤	土湯温泉町字油畑	国土交通省
			平成20年3月7日	川上第一堰堤	土湯温泉町字川上	国土交通省
			平成20年3月7日	荒川第七堰堤	土湯温泉町字休場	国土交通省
			平成20年3月7日	荒川第八堰堤	土湯温泉町字休場	国土交通省
			平成20年3月7日	荒川第三堰堤	土湯温泉町字沢折場	国土交通省
			平成20年4月18日	阿部家住宅主屋	笹木野字萱場24番地の1他	個人
			平成20年4月18日	阿部家住宅離れ座敷	笹木野字萱場24番地の1他	個人
			平成20年4月18日	阿部家住宅上座敷	笹木野字萱場24番地の1他	個人
			平成20年4月18日	阿部家住宅前の蔵	笹木野字萱場24番地の1他	個人
			平成20年4月18日	阿部家住宅蔵	笹木野字萱場24番地の1他	個人
			平成20年4月18日	阿部家住宅石蔵	笹木野字萱場24番地の1他	個人
			平成20年4月18日	阿部家住宅床蔵	笹木野字萱場24番地の1他	個人
			平成20年4月18日	阿部家住宅棟瓦蔵	笹木野字萱場24番地の1他	個人
			平成20年4月18日	阿部家住宅文庫蔵	笹木野字萱場24番地の1他	個人
			平成20年7月8日	荒川第四堰堤	上名倉字大石前～字玉後	国土交通省
			平成20年7月8日	塩の川第四堰堤	土湯温泉町字日向	国土交通省
			平成20年7月8日	塩の川第一堰堤	土湯温泉町字日向	国土交通省
			平成20年7月8日	東郷川第一堰堤	土湯温泉町字上の町	国土交通省
			平成20年7月8日	東郷川第三堰堤	土湯温泉町字館腰	国土交通省
			平成20年7月8日	東郷川第四堰堤	土湯温泉町字猪倉山	国土交通省
			平成25年12月24日	瀬上嶋貴本家住宅主屋	瀬上町字本町90番地の2他	個人
			平成25年12月24日	瀬上嶋貴本家住宅離れ	瀬上町字本町90番地の2他	個人

指定別	種別		指定等年月日	文化財名	所在地	所有者（管理者等）
国登録	有形文化財		平成25年12月24日	瀬上嶋貴本家住宅文庫蔵	瀬上町字本町90番地の8	個人
			平成25年12月24日	瀬上嶋貴本家住宅表門	瀬上町字本町90番地の8	個人
			平成25年12月24日	瀬上嶋貴本家住宅門及び土塀	瀬上町字本町90番地の4	個人
			平成25年12月24日	佐藤家住宅主屋	泉字清水内3番地	個人
			平成25年12月24日	佐藤家住宅離れ	泉字清水内3番地	個人
			平成25年12月24日	佐藤家住宅文庫蔵	泉字清水内3番地	個人
			平成25年12月24日	佐藤家住宅味噌蔵	泉字清水内3番地	個人
			平成27年3月26日	矢吹家住宅主屋	成川字上谷地35	個人
			平成27年3月26日	矢吹家住宅新座敷	成川字上谷地35	個人
			平成27年3月26日	矢吹家住宅文庫蔵	成川字上谷地35	個人
			平成27年3月26日	矢吹家住宅座敷蔵及び仏間	成川字上谷地35	個人
			平成27年3月26日	矢吹家住宅新蔵	成川字上谷地35	個人
			平成27年3月26日	矢吹家住宅味噌蔵	成川字上谷地35	個人
			平成27年3月26日	矢吹家住宅道具蔵及び木小屋	成川字上谷地35	個人
			平成27年3月26日	矢吹家住宅外便所	成川字上谷地35	個人
			平成27年3月26日	矢吹家住宅表門	成川字上谷地35	個人
			平成27年3月26日	矢吹家住宅庭門及び内塀	成川字上谷地35	個人
			平成27年3月26日	矢吹家住宅南門及び外塀	成川字上谷地35	個人
			平成28年11月29日	瓶子家住宅主屋	森合字台35-1	個人
			平成28年11月29日	瓶子家住宅離れ	森合字台35-1	個人
			平成28年11月29日	瓶子家住宅文庫蔵	森合字台35-1	個人
			平成28年11月29日	瓶子家住宅穀蔵	森合字台35-1	個人
			平成28年11月29日	瓶子家住宅長屋門	森合字台35-1	個人
			平成28年11月29日	瓶子家住宅氏神社	森合字台35-1	個人
			平成29年10月27日	ぬる湯温泉旅館・二階堂古家棟	桜本字温湯11	個人
			平成29年10月27日	ぬる湯温泉旅館・二階堂中座敷棟	桜本字温湯11	個人
			平成29年10月27日	ぬる湯温泉旅館・二階堂帳場棟	桜本字温湯11	個人
			令和元年9月10日	旧采進堂酒店主屋	飯坂町字湯沢9-2	個人
			令和2年4月3日	旧堀切家住宅主屋	飯坂町字東滝ノ町16	福島市
			令和2年4月3日	旧堀切家住宅新蔵	飯坂町字東滝ノ町16	福島市
			令和2年4月3日	旧堀切家住宅中蔵	飯坂町字東滝ノ町16	福島市
			令和2年4月3日	旧堀切家住宅道具蔵	飯坂町字東滝ノ町16	福島市
			令和2年4月3日	旧堀切家住宅書庫	飯坂町字東滝ノ町16	福島市
			令和2年4月3日	旧堀切家住宅表門	飯坂町字東滝ノ町16	福島市
			令和2年4月3日	十綱橋	飯坂町字十綱下29～飯坂町湯野字湯ノ上25-6	福島県
			令和6年3月6日	旧二階堂家住宅主屋	福島県福島市上鳥渡字大畑1-1	株式会社 CLOVER
			令和6年3月6日	旧二階堂家住宅長屋門	福島県福島市上鳥渡字大畑1-1	株式会社 CLOVER
国認定	重要美術品	工芸品	昭和19年7月6日	銅鐘	黒岩字上ノ町43番地	満願寺
県指定	重要文化財	工芸品	昭和28年10月1日	鍍金装笠	飯坂町平野字寺前45番地	医王寺
			昭和34年3月17日	太刀 銘備州長船住元重（附）衛府太刀拵	宮下町6番4号	個人
		彫刻	昭和28年10月1日	木造菩薩立像	立子山字鮎滝42番地（鮎滝観音堂）	個人
			昭和28年10月1日	木造阿彌陀如来坐像	松川町字町裏35番地	西光寺
			平成2年3月23日	木造聖観音菩薩立像	小倉寺字谷石7番地	大蔵寺
			平成9年3月25日	大蔵寺の仏像	小倉寺字谷石7番地、小倉寺字経塚山14	大蔵寺
		考古資料	昭和56年3月31日	大仏城跡出土宝塔	杉妻町2番16号	福島県
			昭和61年3月31日	医王寺の石造供養塔群	飯坂町平野字寺前38番地	医王寺
			平成7年3月31日	仙台内前町跡出土品	北矢野目字檀の腰6番4号文化財調査室内	福島市（文化財調査室）

指定別	種別		指定等年月日	文化財名	所在地	所有者（管理者等）
県指定	重要文化財	考古資料	平成17年4月15日	和台遺跡出土人体文土器及び狩猟文土器	北矢野目字檀の腰6番4号文化財調査室内	福島市（文化財調査室）
		建造物	昭和57年3月30日	旧安洞院多宝塔	山口字文字摺70番地	普門院
			昭和57年3月30日	旧奈良輪家住宅	上名倉字大石前地内（福島市民家園内）	福島市
			昭和60年3月29日	旧菅野家住宅	上名倉字大石前地内（福島市民家園内）	福島市
			昭和62年3月27日	旧阿部家住宅	上名倉字大石前地内（福島市民家園内）	福島市
		歴史資料	平成2年3月23日	陸奥国信夫伊達惣検地高給図屏風	春日町5番54号（福島県歴史資料館内）	個人
			平成10年3月31日	福島県の地籍図帳・地籍帳・丈量帳	春日町5番54号（福島県歴史資料館内）	福島県
			平成11年3月30日	陽林寺文書（附）陽林寺開祖盛南舜興大和尚行状 1巻	小田字位作山13番地	陽林寺
			平成16年3月23日	阿武隈川舟運図（附）附箋 9枚	松山町39番地の1（福島市郷土史料室内）	福島市
		重要有形民俗文化財	昭和60年3月29日	金沢の羽山こもり託宣記録	松川町金沢字宮ノ前43番地	個人
			平成31年4月19日	旧広瀬坐芝居用具 470点	福島市庄野字一本柳1-10	福島市
	重要無形民俗文化財		昭和55年3月28日	金沢黒沼神社の十二神楽	松川町金沢字宮ノ前43番地	金沢黒沼神社十二神楽保存会
			昭和57年3月30日	岡山の水かけ祭	岡島字竹ノ内60番地	岡山鹿島神社水かけ祭保存会
	史跡		昭和35年3月29日	飯野白山住居跡	飯野字白山7番地ほか	個人
			昭和47年4月7日	湯野河原廃寺跡	飯坂町湯野字堂跡	福島市
	名勝および天然記念物		昭和28年10月1日	阿武隈峡	渡利、杉妻、立子山、松川町金沢、浅川	国土交通省（福島県）
	天然記念物		昭和30年2月4日	安達太良山やエハクサンシャクナゲ自生地	土湯温泉町字猪ノ倉	国土交通省（福島森林管理署）
			昭和36年3月22日	穴原第三紀連良	飯坂町湯野字角門下	国土交通省（福島市）
市指定	有形文化財	工芸品	平成15年10月8日	木地敷（附）極書、添状	飯坂町平野寺前45番地	医王寺
		絵画	昭和44年2月12日	両界曼荼羅（金剛界及び胎藏界）	清明町6番17号	真浄院
			平成8年3月22日	龍禅子揮毫條幅（2幅）	飯野町字後川110番地の2（飯野支所内）	福島市
			平成20年4月28日	高荒芳洲作・天岩屋戸図絵馬（1面）	飯野町字西宮平138番地	大宮神社
			平成8年3月22日	住吉神社の三十六歌仙（36幅）	飯野町大久保字南町33番地ほか	住吉神社
		彫刻	昭和44年10月3日	木造聖観音菩薩立像	大森字北館	城山観音堂（円通寺）
			昭和44年10月3日	木造阿彌陀如来坐像	成川字仲ノ内19番地	薬師堂
			昭和45年1月7日	木造阿彌陀如来立像	松山町39番地の1（福島市郷土史料室内）	福島市
			昭和48年11月7日	木造大日如来坐像	大町2番30号	到岸寺
			昭和48年11月7日	木造三面大黒天坐像	飯坂町平野字六角2番地	個人
			昭和48年11月7日	木造聖観音菩薩立像	春日町14番52号	慈恩寺
			昭和48年11月7日	木造如意輪観音坐像	御山字西坂8番地	薬王寺
			昭和61年3月3日	木造薬師如来坐像	下鳥渡字寺東17番地	陽泉寺
			昭和61年3月3日	木造宝冠釈迦如来坐像	鳥谷野字館32番地	永京寺
			平成8年3月22日	五大院の仏像（36軀）	飯野町字町78番地	観音寺
			平成20年4月28日	木造如来坐像（1軀）	飯野町青木字戸ノ入68番地	妙泉寺
			平成8年3月22日	小手神社の風神・雷神（2軀）	飯野町青木字小手神森179番地	小手神社奉賛会
			平成26年3月7日	吉倉八幡神社本殿造り調刻（南面調刻、西面調刻、北面調刻）	吉倉字八幡33番地	宗教法人 八幡神社
		考古資料	昭和58年3月1日	香積寺の石造供養塔群（8基）	飯坂町平野字上台28番地	香積寺
			昭和58年3月15日	城裏口の石造供養塔（1基）	山田字丸山3番地の4	（信夫地区史跡保存会）
			平成12年5月17日	月ノ輪山1号墳出土品一括	北矢野目字檀ノ腰6番4号（公益財団法人福島市振興公社文化財調査室内）	福島市
			平成12年5月17日	勝口前地蔵跡出土品一括	北矢野目字檀ノ腰6番4号（公益財団法人福島市振興公社文化財調査室内）	福島市
			平成30年4月13日	岡島鹿島神社の瑞花双鳳八棱鏡	岡島字竹ノ内63番地	鹿島神社
		建造物	昭和48年11月7日	旧飯刈橋	駒山地内池の中島（駒山公園内）	福島市
			昭和57年3月3日	上鳥渡の観音寺「輪蔵」	上鳥渡字観音寺7番地	観音寺
			平成2年11月6日	飯坂八幡神社社殿（本殿・拝殿・幣殿）	飯坂町八幡6番地	八幡神社
			平成3年3月12日	旧小野家住宅	上名倉字大石前地内（福島市民家園内）	福島市
			平成3年3月12日	旧寛家宿店	上名倉字大石前地内（福島市民家園内）	福島市
			平成3年3月12日	旧渡辺家住宅	上名倉字大石前地内（福島市民家園内）	福島市

指定別	種別		指定等年月日	文化財名	所在地	所有者（管理者等）
市指定	有形文化財	建造物	平成5年11月24日	元客自軒 旧東棟及び旧北棟	上名倉字大石前地内（福島市民家園内）	福島市
			平成14年6月17日	旧日本電気計器検定所福島試験所社屋	森合町11番36号（花の写真館）	福島市
			平成14年6月17日	旧馬場家住宅	上名倉字大石前地内（福島市民家園内）	福島市
			平成16年7月15日	大蔵寺観音堂奥之院 （附）元・同院内据付の窆石、棟札	小倉寺字拾石7番地	大蔵寺
			平成19年12月6日	旧堀切家米蔵（通称十間蔵） （附）棟札、百姓溜	飯坂町字東滝ノ町16番地	福島市
			平成8年3月22日	源三郎内供養塔	飯坂町明治字西原三郎内26番地	東光寺
			平成8年3月22日	明治竹ノ花の五輪塔（2基）	飯坂町明治字竹ノ花58番地	個人
			平成8年3月22日	鍛冶台内の宝篋印塔（1基）	飯坂町明治字西鍛冶台内15番地	（個人）
			平成16年12月21日	清水山神社（1棟）	飯坂町大久保字向山後山8番地	個人
		歴史資料	昭和61年3月3日	石母田供養石塔模刻（木製）	瀬上町字本町17番地	台蔵寺
			平成18年5月23日	板倉神社所蔵資料ならびに什物102点	松山町39番地の1（福島市郷土史料室内）	板倉神社（福島市）
			平成8年3月22日	関家文書（3通）	松山町39番地の1（福島市郷土史料室内）	福島市
	有形民俗文化財		昭和51年1月7日	福島藩主歴代奉納絵馬28枚	小倉寺字拾石7番地ほか	大蔵寺ほか2寺3社
			平成3年3月12日	旧佐久間家板倉	上名倉字大石前地内（福島市民家園内）	福島市
			平成17年12月20日	木造聖徳太子立像	土湯温泉町字上ノ町76番地	興徳寺（満願寺）
			平成20年4月28日	河野祐公右衛門像（1幅）	飯坂町字東鎮石内15番地	個人
			平成20年4月28日	橋本トメ像（1幅）	飯坂町明治字西鍛冶台内38番地	個人
			平成20年4月28日	飯坂町内 和算算額 4面	飯坂町字西宮平138番地ほか	大宮神社ほか
	無形民俗文化財		昭和37年1月9日	大波住吉神社の三四獅子舞ならびに鬼舞	大波字住吉36番地	（住吉神社 同氏子 宮司 青年会）
			昭和54年5月7日	御山太々神楽	御山字山ノ神17番地	（御山太々神楽保存会）
			平成30年9月13日	金沢黒沼神社・神明宮の献饗祭	松川町金沢字宮ノ前45番地	（黒沼神社）
	史跡および名勝		昭和38年12月13日	文知菩薩観音	山口字文字摺70番地	普門院
			昭和39年9月14日	岩谷観音	石田26番地	観音寺（岩谷保勝会）
			昭和41年11月7日	黒岩虚空蔵および満願寺	黒岩字上ノ町43番地	満願寺
			平成元年8月8日	陽林寺	小田字位作山13番地	陽林寺
	名勝		平成8年3月22日	千貫森	飯坂町青木字小手神森1番地の1ほか	青木財産区
			平成8年3月22日	一貫森	飯坂町青木字下日ノ倉5番地の9ほか	共有地
	史跡		平成8年3月22日	刈松田城跡	飯坂町字館18番地の1ほか	個人
			平成16年2月5日	岩塚	飯坂町青木字岩塚8番地・青木字岩塚9番地の5	個人
	天然記念物		昭和34年10月7日	茂田沼のモリアオガエル生息地	土湯温泉町字堤ヶ平地内	個人
			昭和35年12月7日	茶屋の桜	渡利字鍛冶ヶ原32番地の口号	個人
			昭和37年10月5日	瑞龍の松	渡利字東土入12番地	瑞龍寺
			昭和38年12月13日	愛宕神社のヒイラギ	笹谷字下横堀95番地	愛宕神社
			昭和38年12月13日	福島稲荷神社のハルニレ	宮町1番29号	福島稲荷神社
			昭和39年9月14日	吠内の大カヤ	荒井字吠内25番地の2	個人
			昭和41年2月7日	医王寺のシラカシ	飯坂町平野寺前45番地	医王寺
			昭和43年3月11日	白鳥神社の大杉	飯坂町茂庭字中茂庭133番地	白鳥神社
			昭和45年10月3日	上野寺の大ハリギリ	上野寺字荒古屋61番地	個人
			昭和45年10月3日	慈徳寺の種まき桜	佐原寺寺前9番地	慈徳寺
			昭和45年11月13日	土船の忍びの松	土船字中原21番地	個人
			昭和45年11月13日	清水観音の大モミ	町庭坂字上清水40番地の1	清水寺
			昭和47年5月2日	宮代の大カヤ	宮代字北口17番地	個人
			昭和47年5月2日	古館の大ケヤキ	飯坂町平野字古館42番地	稲荷神社
			昭和47年10月5日	安楽寺の大王松	大笹生字下ノ寺17番地	安楽寺
			昭和49年7月3日	猿轡神社馬場の桜並木	北沢又字稲荷地内	猿轡神社

福島市文化振興計画

令和7（2025）年3月 発行

編集・発行：福島市市民・文化スポーツ部文化スポーツ振興室文化振興課

住 所：〒960-8601 福島市五老内町3番1号

電話番号：024-525-3785（直通）

Eメール：bunka@mail.city.fukushima.fukushima.jp

H P：https://www.city.fukushima.fukushima.jp